



離島等供給特例承認申請書

令和 6 年 12 月 6 日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

北 ネ 企 第 21 号
令和 6 年 12 月 6 日

経済産業大臣 武 藤 容 治 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細 野 一 広

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和 7 年 1 月 1 日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和6年3月18日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和6年3月18日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

(1) 低圧で供給を受ける場合

イ 適用期間は、ロの場合を除き、令和7年1月の検針日から令和7年4月の検針日の前日までといたします。

ロ 定額制供給の場合は、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

令和7年2月1日から令和7年4月30日までといたします。

3 燃 料 費 調 整

離島約款〔低圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則8（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(3)ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯〔ドリーム8〕）(4)、離島約款〔低圧〕18（3時間帯別電灯〔eタイム3〕）(4)、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(2)ハ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(2)ニ、離島約款

〔低圧〕附則 3（深夜電力 D のお客さまについての特別措置）(2)，離島約款〔低圧〕附則 8（深夜電力 A および深夜電力 B のお客さまについての特別措置）(2)ニ，離島約款〔低圧〕附則 9（深夜電力 C のお客さまについての特別措置）(4)，離島約款〔低圧〕附則 11

（低圧電力のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則 12（臨時電力のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則 13（農事用電力のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則 14（融雪用電力 A〔ホットタイム 19〕のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則 15（融雪用電力 B〔ホットタイム 22〕のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則 16（融雪用電力 C〔ホットタイム 19 エコ〕のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則 17（融雪用電力 D〔ホットタイム 22 エコ〕のお客さまについての特別措置）もしくは離島約款〔低圧〕附則 18（融雪用電力 L〔ホットタイム 22 ロング〕のお客さまについての特別措置）の電力量料金において燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

離島約款〔高圧〕の燃料費調整とは，離島約款〔高圧〕別表 2（燃料費等調整）(1)ロにもとづき燃料費調整額，加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

離島約款〔低圧〕において，2（適用期間）に定める適用期間における，離島約款〔低圧〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(1)ニ，離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(1)ハ，離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則 8（深夜電力 A および深夜電力 B のお客さまについての特別措置）(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(2)ニ，離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(3)ホ，離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯〔ドリーム 8〕）(4)，離島約款〔低圧〕18（3 時間帯別電灯〔e タイム 3〕）(4)，離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(2)ハ，離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(3)ロ，離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(2)ニ，離島約款〔低圧〕附則 3（深夜電力 D のお客さまについての特別措置）(2)，離島約款〔低圧〕附則 8（深夜電力 A および深夜電力 B のお客さまについての特別措置）(2)ニ，離島約款〔低圧〕附則 9（深夜電力 C のお客さまについての特別措置）

(4)、離島約款〔低圧〕附則 11（低圧電力のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則 12（臨時電力のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則 13（農事用電力のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則 14（融雪用電力A〔ホットタイム 19〕のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則 15（融雪用電力B〔ホットタイム 22〕のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則 16（融雪用電力C〔ホットタイム 19 エコ〕のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則 17（融雪用電力D〔ホットタイム 22 エコ〕のお客さまについての特別措置）もしくは離島約款〔低圧〕附則 18（融雪用電力L〔ホットタイム 22 ロング〕のお客さまについての特別措置）の電力量料金は、離島約款〔低圧〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1 (2) ロ (イ) a, b または c により算定される場合は、別表（燃料費調整）1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1 (2) ロ (イ) d により算定される場合は、別表（燃料費調整）1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

5 燃料費等調整

離島約款〔高圧〕において、2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、離島約款〔高圧〕別表 2（燃料費等調整）(2) に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1 (2) ロ (ロ) a, b または c により算定される場合は、別表（燃料費調整）1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1 (2) ロ (ロ) d により算定される場合は、別表（燃料費調整）1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

6 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものとしたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り，かつ，121,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

iii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が121,200円を上回る場合

平均燃料価格は，121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (121,200 \text{ 円} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) (a)以外の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (51,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ρ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 低圧で供給を受ける場合

- (a) 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、(b)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 6 年 9 月 1 日から 令和 6 年 11 月 30 日までの期間	令和 7 年 1 月の検針日から 令和 7 年 2 月の検針日の前日までの期間
令和 6 年 10 月 1 日から 令和 6 年 12 月 31 日までの期間	令和 7 年 2 月の検針日から 令和 7 年 3 月の検針日の前日までの期間
令和 6 年 11 月 1 日から 令和 7 年 1 月 31 日までの期間	令和 7 年 3 月の検針日から 令和 7 年 4 月の検針日の前日までの期間

(b) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、(a)に準ずるものといたします。
この場合、(a)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

b 高圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和6年9月1日から 令和6年11月30日までの期間	令和7年2月1日から 令和7年2月28日までの期間
令和6年10月1日から 令和6年12月31日までの期間	令和7年3月1日から 令和7年3月31日までの期間
令和6年11月1日から 令和7年1月31日までの期間	令和7年4月1日から 令和7年4月30日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋
e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円の場合
燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価－
基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－
e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和7年1月の検針日から令和7年3月の検針日の前日までの期間	令和7年3月の検針日から令和7年4月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	9円71銭	5円05銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	19円42銭	10円10銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	38円84銭	20円20銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	58円26銭	30円30銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	97円10銭	50円49銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	48円55銭	25円25銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	29円00銭	15円08銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	58円01銭	30円16銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	29円00銭	15円08銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和7年1月の検針日から令和7年3月の検針日の前日までの期間	令和7年3月の検針日から令和7年4月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7 8 銭	4 1 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 円 5 7 銭	8 1 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 7 銭	8 1 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 5 円 6 5 銭	8 円 1 4 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 5 円 6 5 銭	8 円 1 4 銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年1月の検針日から令和7年3月の検針日の前日までの期間	令和7年3月の検針日から令和7年4月の検針日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 6 円 4 5 銭	8 円 5 5 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	8 円 2 3 銭	4 円 2 8 銭

iv 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和7年1月の検針日から令和7年3月の検針日の前日までの期間	令和7年3月の検針日から令和7年4月の検針日の前日までの期間
1 契約につき	2 5 0 円 0 0 銭	1 3 0 円 0 0 銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年1月の検針日から令和7年3月の検針日の前日までの期間	令和7年3月の検針日から令和7年4月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	2 円 5 0 銭	1 円 3 0 銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋
e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円の場合

燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価－
基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単

価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－

e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和 7 年 2 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日までの期間	令和 7 年 4 月 1 日 から令和 7 年 4 月 30 日までの期間
1 キロワット時につき	1 円 3 0 銭	7 0 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	6 7 銭 1 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 3 4 銭 2 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 6 8 銭 3 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4 円 0 2 銭 5 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6 円 7 0 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3 円 3 5 銭 4 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 円 0 0 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4 円 0 0 銭 7 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2 円 0 0 銭 3 厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 8 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 8 銭 1 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 1 3 銭 6 厘
---------------------	---------------

ニ 深夜電力 A

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 7 円 2 7 銭 0 厘
---------	-----------------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1 7 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 8 銭 8 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

(1) 低圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1 (1) の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2) によって算定された燃料費調整単価を，電磁的方法等によりお知らせいたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1 (1) の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2) によって算定された燃料費調整単価，加重平均市場価格調整単価ならびに離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を，電磁的方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

ついでには、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される令和7年2月分から令和7年3月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.3円（消費税等相当額を含む）を、令和7年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.3円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.7円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○高圧で供給を受ける場合

	令和7年2月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和7年4月30日
1キロワット時につき	1円 30銭	70銭

○低圧で供給を受ける場合で従量制供給のとき

	令和7年1月の検針日～ 令和7年3月の検針日の前日	令和7年3月の検針日～ 令和7年4月の検針日の前日
	(a)	(b)
1キロワット時につき	2円 50銭	1円 30銭

○定額制供給の場合

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和7年1月の検針日～ 令和7年3月の 検針日の前日 (※2)	令和7年3月の検針日～ 令和7年4月の 検針日の前日 (※2)
	(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および公衆街路灯A 電灯料金			
10W までの1灯につき	3.884	9 円 71 銭	5 円 05 銭
10W をこえ 20W までの1灯につき	7.768	19 円 42 銭	10 円 10 銭
20W をこえ 40W までの1灯につき	15.536	38 円 84 銭	20 円 20 銭
40W をこえ 60W までの1灯につき	23.304	58 円 26 銭	30 円 30 銭
60W をこえ 100W までの1灯につき	38.840	97 円 10 銭	50 円 49 銭
100W をこえる1灯につき 50W までごとに	19.420	48 円 55 銭	25 円 25 銭
小型機器料金			
50VA までの1機器につき	11.601	29 円 00 銭	15 円 08 銭
50VA をこえ 100VA までの1機器につき	23.202	58 円 01 銭	30 円 16 銭
100VA をこえる1機器につき 50VA まで ごとに	11.601	29 円 00 銭	15 円 08 銭
臨時電灯A			
1日につき			
総容量が 50VA までの場合	0.313	78 銭	41 銭
総容量が 50VA をこえ 100VA までの場合	0.626	1 円 57 銭	81 銭
総容量が 100VA をこえ 500VA までの場合	0.626	1 円 57 銭	81 銭
100VA までごとに			
総容量が 500VA をこえ 1kVA までの場合	6.260	15 円 65 銭	8 円 14 銭
総容量が 1kVA をこえ 3kVA までの場合	6.260	15 円 65 銭	8 円 14 銭
1kVA までごとに			
臨時電力			
契約電力 1kW 1日につき	6.579	16 円 45 銭	8 円 55 銭
契約電力 0.5kW の場合 1日につき	—	(※3) 8 円 23 銭	(※3) 4 円 28 銭
深夜電力A			
1契約につき	100.000	250 円 00 銭	130 円 00 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。